解散公告

当社は、平成二十七年四月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

福岡市中央区荒戸二丁目四番八号

株式会社グローイング

代表清算人　林　茂

解散公告

当法人は、特定非営利活動促進法に関する法律第三十一条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野一二〇二番地

特定非営利活動法人弥生吉野ヶ里

清算人　諸田　浩史

解散公告

当社は、平成二十七年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

大分市大字駄原一〇〇〇番地

有限会社マルクト

清算人　山口　雅子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年六月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により平成二十七年三月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

静岡県沼津市大手町二丁目九番五号

医療法人社団優心会

清算人　堺澤　弘道

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月二日開催の臨時総会の決議により、平成二十七年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

鹿児島県指宿市東方一八番地二

社団法人指宿市歯科医師会

代表清算人　上野　修

配当公告

鹿児島県霧島市国分中央三丁目三八番一四号

破産者　株式会社五島

右の者に対する鹿児島地方裁判所平成二十六年（フ）第一八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七七七、六三九、八七六円

一、配当することのできる金額

金一四五、一三四、五五四円

平成二十七年五月八日

鹿児島市易居町一〇番四号　グランドパレス六〇三号

破産管財人　鳥丸　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区川沿四条三丁目五番、最後の住所札幌市南区川沿四条三丁目五番三〇―一〇八号　被相続人　亡　塚岸　敬朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

札幌市中央区大通西一〇丁目四番地　ＮＹビル二階　弁護士法人高須法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高須　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区大通東五丁目五番地、最後の住所札幌市中央区南一条東五丁目一番地一二　ル・サンク大通二〇六号

被相続人　亡　今井　政信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月八日

札幌市中央区大通西九丁目キタコーセンタービルディング六階　岩本・佐藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上木　健司

平成二十七年五月八日

鹿児島県指宿市池田三九七五番地

清算法人指宿市干寄土地改良区

清算人代表　岩崎亥三郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

札幌市白石区南郷通一四丁目北二番三五号

宗教法人神習教美和支教会

清算人　佐藤恵美子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

福島県福島市北町二番三二号

日産福島厚生年金基金

清算人　金子與志人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年四月八日定款の規定に定める解散事由に該当し、同日開催の社員総会をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

熊本県玉名郡和水町長小田三四九番地

農事組合法人菊水西肉牛生産組合

清算人　坂口　敏和

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年一月二十九日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、平成二十七年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

石川県金沢市金石東三丁目四番八号

医療法人社団梅田内科医院

清算人　梅田　研

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年七月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

広島県庄原市本町一九番地の一

宗教法人光明院

清算人　八坂　憧憲

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月十七日熊本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

熊本県熊本市中央区京町二丁目一四番二五号

熊本市田井島南土地区画整理組合

清算人　原田　信輔

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年二月十三日鹿児島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

鹿児島県指宿市池田三九七五番地

清算法人指宿市干寄土地改良区

清算人代表　岩崎亥三郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

札幌市白石区南郷通一四丁目北二番三五号

宗教法人神習教美和支教会

清算人　佐藤恵美子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

福島県福島市北町二番三二号

日産福島厚生年金基金

清算人　金子與志人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月八日

神奈川県大和市大和東一丁目三番八号第七しいのきビル四Ｆ

医療法人泰平会

清算人　木村　卓史